

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成20年3月31日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第7号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除される事由を定めるものとする。

(職務専念義務の免除)

第2条 条例第2条第3号の規定により組合長が定める職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 組合行政と密接な関係を有し、組合が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合
- (2) 国若しくは他の地方公共団体の附属機関又はこれに類する機関の委員、幹事、書記等の非常勤の職を兼ね、その職に関する事務に従事する場合
- (3) 教育、研究等のため他の事務に従事する場合
- (4) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項の規定により公務災害補償の審査を申し立てる場合
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定により勤務条件の措置の要求をする場合
- (6) 法第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服申立てをする場合又はこれらの審査に当事者として出席する場合
- (7) 法第55条第11項の規定により当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (8) 法第55条第8項の規定により適法な交渉を行う場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、組合長が承認した場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。